

平成23年7月29日
独立行政法人国際交流基金

独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり、当基金との関係に係る情報を公表することといたしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

なお、本取組は平成23年7月29日より実施いたしますので、同日以降の入札公告案件等が対象となります。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

当基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員等として再就職している法人

当基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

予定価格が一定の金額を超えない契約(注)や光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(注)「予定価格が一定の金額を超えない契約」は次に該当する契約です。

- ・ 工事又は製造の場合、250万円
- ・ 財産の買入れの場合、160万円
- ・ 物件の借入れの場合、80万円
- ・ 上記以外の場合、100万円

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

当基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び当基金における最終

職名

当基金との間の取引高

総売上高又は事業収入に占める当基金との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上の区分のいずれかに該当する旨
一者応札又は一者応募である場合はその旨

3. 当基金に提供していただく情報

契約締結日時点で在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名等）

直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当基金との間の取引高

当基金が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）に公表します。

以上